

戸籍に氏名の 振り仮名が記載されます



◀戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」



法務省ホームページ▶

通知に記載されている振り仮名を確認!

令和7年5月26日に施行された改正戸籍法により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。戸籍に記載される予定の振り仮名の通知(ハガキ)を送付しますので、振り仮名が正しいかご確認ください。

振り仮名が間違っていたら…

届け出が必要です。市民課窓口もしくはマイナポータルを利用したオンラインや郵送で届け出をしてください。**振り仮名に間違いがなければ、届け出は不要です。**



詐欺にご注意を!

振り仮名の届け出にあたって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以前に、この通知に記載された振り仮名がその本人が籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏名の振り仮名】

氏名	法 務
振り仮名	ホウム
氏名の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

① 名	大 郎
振り仮名	タロウ
② 名	京 子
振り仮名	キョウコ
③ 名	正
振り仮名	タダシ
④ 名	ゆり
振り仮名	ユリ

※この振り仮名の届出が可能です。
①～④の方が期限に届出可能です。
(未成年の方については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!

施行日から**1年以内**に限りフリガナを市区町村長に届出できます



照 会 市民課 ☎0537⑤1117

手や指、体の動き、表情などを使って表現する視覚言語 手話を学びませんか

手話奉仕員養成講座

手話の技術や聴覚障がいの基礎知識などについて学ぶことができます。経験のない人も気兼ねなくご参加ください。

講 座 令和7年9月2日(火)～令和9年2月2日(火)
毎週火曜日 19時30分～21時(全40回)
※2年間の受講が必要です。
※令和7年度は20回実施

講 義

- ①10月18日(土)9時～12時10分
- ②12月6日(土)8時20分～12時30分
- ③令和8年度 日時未定

場 所 市役所3階 301会議室または302会議室

定 員 10人(先着順・3人以下の場合は未開催)

対 象 市内在住・在勤の15歳以上で、インターネット視聴が可能な人

受講料 無料

※テキスト代と動画視聴料は自己負担

募集期間 8月1日(金)～22日(金)



◀ホームページ

初心者向け手話講習会

ろうあ者の日常生活における手話の必要性を学ぶとともに、あいさつ程度の簡単な手話を体験できます。

日 時 8月3日(日)13時30分～15時00分

場 所 市役所3階 302会議室

定 員 10人(先着順・3人以下の場合は未開催)

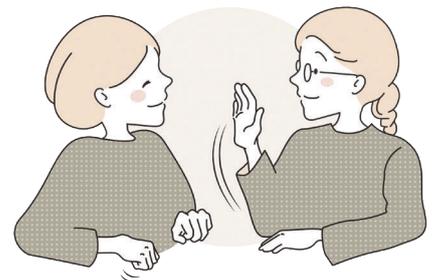
対 象 市内在住・在勤の中学生以上の人

受講料 無料

募集期限 7月25日(金)



▲ホームページ



照 会 福祉課 ☎0537⑤1121